

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 103 退職給付債務の計算にマイナスの割引率を適用する可否について

平成 28 年 1 月 29 日に日本銀行がマイナス金利導入を決定し、長期金利の代表である 10 年国債利回りが初めてマイナスを記録しました。

これに関連し、平成 28 年 3 月 9 日に企業会計基準委員会から、退職給付債務の計算に用いる割引率について検討した議事が公表されましたのでご紹介します。

【論点の所在】

退職給付債務の計算において国債の利回りを基礎として割引率を決定している場合で、国債の利回りがマイナスとなっているときに、割引率としてマイナスとなった利回りをそのまま用いるか、ゼロを下限とするか。

【検討結果】

退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りをを用いる場合に、マイナスの利回りをそのまま用いる論拠の方が、現行の会計基準に関する過去の検討における趣旨とより整合的であると考えられています。

ただし、下記理由により、平成 28 年 3 月決算においては、割引率として用いる利回りについて、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものとも考えられています。

・国際的にも退職給付会計において金利がマイナスになった場合の取扱いが示されていないことを踏まえると現時点では、退職給付会計において金利がマイナスになった場合の取扱いについて企業会計基準委員会の見解を示すことは難しいものと考えられる。

・ゼロを下限とした割引率を用いて決算準備作業をすでに進めている企業がある可能性があり、システム上、マイナスの利回りを基礎とする割引率を用いて退職給付債務を計算するように設計されていない可能性があることから、平成 28 年 3 月決算についてはこうした企業に配慮すべきとの実務上の要請がある。

【その他】

国債の利回りがマイナスとなっている場合の会計上の割引率の決定について、今回は退職給付債務の計算に用いる割引率についてのみ議論が行われました。しかし、退職給付会計以外にも、減損会計や金融商品会計、資産除去債務会計等についても、割引率を用いる場合があります。

今後も、企業会計基準委員会等から基準に関する考えが公表される可能性がありますので、ご注意ください。